

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十八号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下この項において「法」という。	(略)	構造計算適合性判定手数料	(略)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下この項において「法」という。	(略)	構造計算適合性判定手数料	(略)
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下この項において「法」という。	法第六条の第三項又は第十八条第五項の規定による法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごとの構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下この項において「法」という。	法第六条の第三項又は第十八条第四項の規定による法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごとの構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下この項において「法」という。	法第六条の第三項又は第十八条第五項の規定による法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごとの構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下この項において「法」という。	法第六条の第三項又は第十八条第四項の規定による法第六条の第三項に規定する構造計算適合性判定(以下この項において「構造計算適合性判定」という。)	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を必要とする建築物(建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては、当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分が一棟ごとの構造方法のみで接している場合においては、それぞれ別の建築物として、構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。)

<p>法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第三十八項第一号若しくは第二号（法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>法第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物についての法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物に於ける法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第十五項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第八十七条の四において準用する法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第八十八条第一項において準用する法第十八条第二十一項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物に於ける法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物に於ける法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第十四項の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第八十七条の四において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>法第八十八条第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程の完了の通知に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
種別	金額	種別	金額
<p>三 健康保険法第六十三條第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に定めるところにより厚生労働大臣が定めるところにより入院期間が一八〇日を超えた日以後の入院料</p>	<p>(略)</p>	<p>三 健康保険法第六十三條第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に定めるところにより厚生労働大臣が定めるところにより入院期間が一八〇日を超えた日以後の入院料</p>	<p>(略)</p>
<p>四 選定療養に定めるところにより厚生労働大臣が定める後発医薬品のある新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)であつて別に厚生労働大臣が定めるもの処方等又は調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)に係る費用</p>	<p>選定療養に定めるところにより先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格の四分の一を乗じて得た価格を用いて療養費用算定方法の例により算定した額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額</p>	<p>四十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>四十一 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第一(第九条関係) 医療センター、若草園、若草療育園、わかば療育園、児童発達支援センター又はあけぼのを利用する場合の利用料金

別表第一(第九条関係) 医療センター、若草園、若草療育園、わかば療育園、児童発達支援センター又はあけぼのを利用する場合の利用料金

備考 (略)

備考 (略)

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第七条、第八条関係) 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する場合の利用料金	別表第一(第七条、第八条関係) 福山若草育成園又は福山若草療育園を利用する場合の利用料金	種別 二食 療養費 (略)	種別 二食 療養費 (略)
金額 (略)	金額 (略)	金額 (略)	金額 (略)
三 健康保険法第六十二条第二項第五号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第五号の規定により厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に定めるところにより厚生労働大臣が定める後発医薬品のある新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等又は調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)に係る費用	選定療養に定めるところにより先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価額の四分の一を乗じて得た価格を用いて療養費用算定方法の例により算定した額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額		
四一 (略)		三九 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 二以外の規定 公布の日
- 二 第一条の規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する政令で定める日